

寄居町不妊検査費・不育症検査費補助金交付事業のご案内

(埼玉県 ウェルカムベイビープロジェクト)

令和7年4月

町ではお子さんを望む夫婦に対し、夫婦そろって受けた不妊検査及び不育症検査に係る費用の一部を補助します。指定医療機関等については県ホームページをご覧ください。

■申請手続き

1. 対象者／次の条件をすべて満たす方

- (1) 補助申請時に夫婦の双方又は一方が寄居町の住民基本台帳に記録されていること
- (2) 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
- (3) 町税を滞納していないこと



2. 補助対象となる不妊検査及び不育症検査

- (1) 夫婦が共に医療機関で受けたもの
※不育症検査は妻のみが受けた検査も該当
- (2) 検査期間が1年を超えないもの
※1年を超える場合は、検査開始日から1年以内のものに限り対象
- (3) 特定不妊治療による助成金や、他市町村での助成金、その他の助成金を受けていないもの

3. 補助金額・回数

一組の夫婦につき不妊検査及び不育症検査ともにそれぞれ1回限り

検査開始時の妻の年齢が35歳未満の場合は上限3万円

35～43歳未満の場合は上限2万円

4. 申請期限

原則として不妊検査及び不育症検査期間終了日の末日の属する年度内

※検査期間終了日が1月1日から3月31日までのものについては、

翌年度の6月30日まで申請可。

【申請例】

検査期間	申請期限
① R6. 3. 1～R6. 4. 30	R7. 3. 31まで
② R6. 6. 1～R6. 9. 30	R7. 3. 31まで
③ R6. 12. 1～R7. 1. 31	R7. 6. 30まで

5. 提出書類

- 寄居町不妊検査費・不育症検査費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 寄居町不妊検査費補助金交付に係る実施証明書（様式第2号）
又は寄居町不育症検査費補助金交付に係る実施証明書（様式第3号）
- 医療機関が発行する領収書（原本）
- 補助金の振込を希望する金融機関口座が確認できる書類
- 事実婚関係に関する申立書（事実婚の方）
- 印鑑（朱肉をつけるもの）
- 寄居町に住所登録がない場合は、住民票や戸籍謄本
※夫婦が町内で同一世帯の場合は省略できます。

6. 補助金交付の決定

審査の結果、補助金の交付を決定したときは、「寄居町不妊検査費・不育症検査費補助金交付決定通知書」を送付します。

支給要件を満たしていないなど補助金の支給ができない場合は、その理由を記載した「寄居町不妊検査費・不育症検査費補助金不交付決定通知書」を送付します。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。

【問い合わせ】

寄居町役場 子育て支援課

〒369-1292 寄居町大字寄居 1180-1 ☎048-580-4040（直通）

※月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の、午前8時30分から午後5時15分まで

